

平成 30 年度

富山県奨学生の手引き



富山県教育委員会

この手引きは貸与開始から返還終了まで使用します。
大切に保管してください。

奨学生の皆さんへ

皆さんは、多くの希望者のなかから選ばれて富山県奨学生となり、奨学資金の貸与を受けることとなりました。

富山県奨学生としての自覚のもと、真摯^{しんし}な生活態度で学業に励んでください。

また、貸与を受けた奨学金は、皆さんが社会人となってから返還することによって、新たな奨学生に引き継がれていくものです。在学中からその責任を自覚し、滞りなく返還されるようお願いいたします。

富山県は、皆さんが志を高くして人格の完成に努められ、社会に有為な人材となるよう希望します。

富山県教育委員会

奨学生の手引きについて

◆手引きの交付を受けたら…

この手引きには、富山県奨学資金に採用されたみなさんに必要な事項を掲載しています。必ず一読し、貸与開始から返還終了までの流れや制度について確認してください。

◆こんな時に便利です

- ・富山県奨学資金の制度について知りたい。
⇒「奨学資金の受領から返還までの手続」(1項～)
- ・住所変更など、必要な届出をしたい。
⇒「様式集」(8項～)
- ・富山県奨学資金の根拠法規を確認したい。
⇒「条例・規則等」(24項～)
- ・奨学金の貸与や返還の記録をつけておきたい。
⇒「奨学金に関する記録」(30項～)
- ・〇〇な時はどうしたらいいのか知りたい。
⇒「よくあるご質問」(34項～)

◆この手引きについて

返還終了まで大切に保管してください。なお、最新の手引きを県立学校課のホームページでも公開しています。

(「富山県庁 県立学校課」で検索または下記アドレス

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/3003/参照)



目 次

奨学資金の受領から返還までの手続

◎スケジュール図	1
I 奨学資金の貸与	
1 奨学資金の交付スケジュールと貸与月額	2
2 在学中の異動に伴う届出等	3
3 貸与終了（卒業または貸与取消）時の手続	4
II 奨学資金の返還	
1 奨学資金の返還方法	5
2 返還金の督促及び延滞利息	6
3 返還中の異動に伴う届出等	6
4 繰上返還について	6
5 返還の猶予	7
6 返還の終了	7
7 お問い合わせ先及び各種書類の提出について	7

様式集	8
------------	---

条例・規則等

富山県奨学資金貸与条例	24
富山県奨学資金貸与条例施行規則	28

奨学金に関する記録

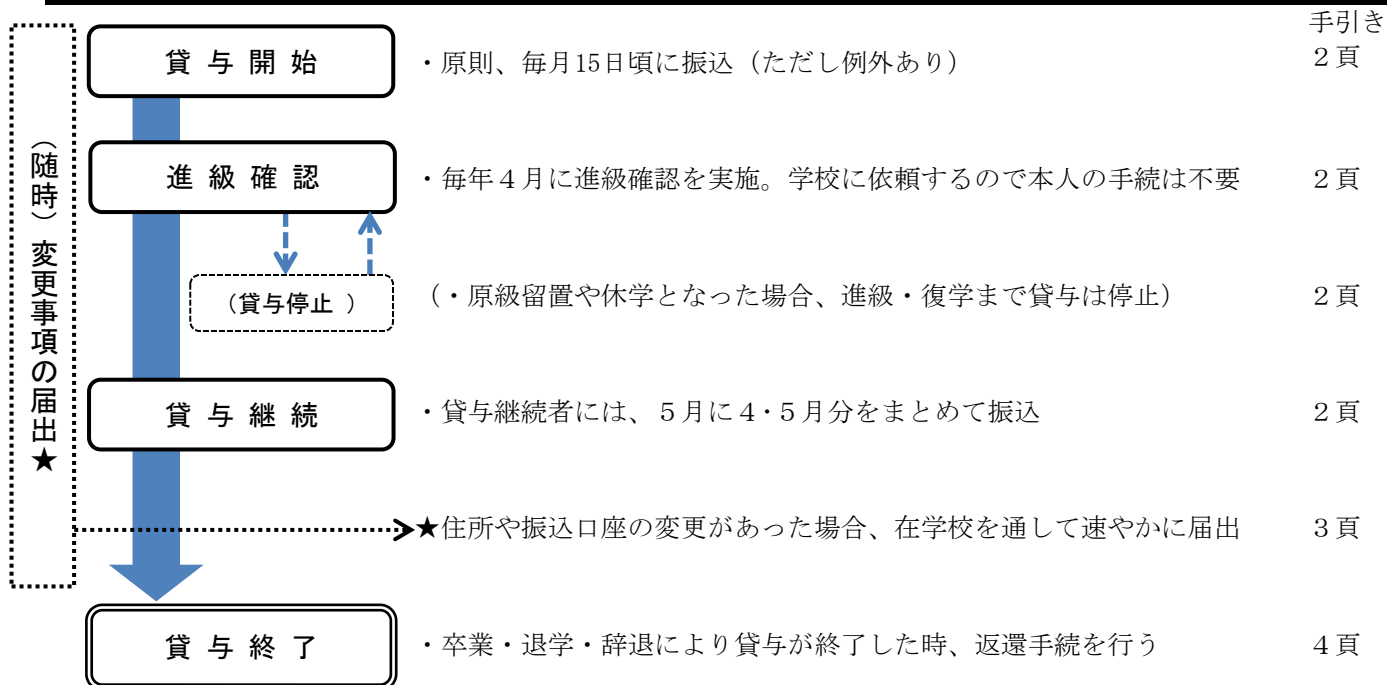
奨学資金受領の記録	30
奨学資金返還方法の記録・返還口座の記録	31
奨学資金返還の記録	32
願・届出等の提出記録	33

よくあるご質問	34
----------------	----

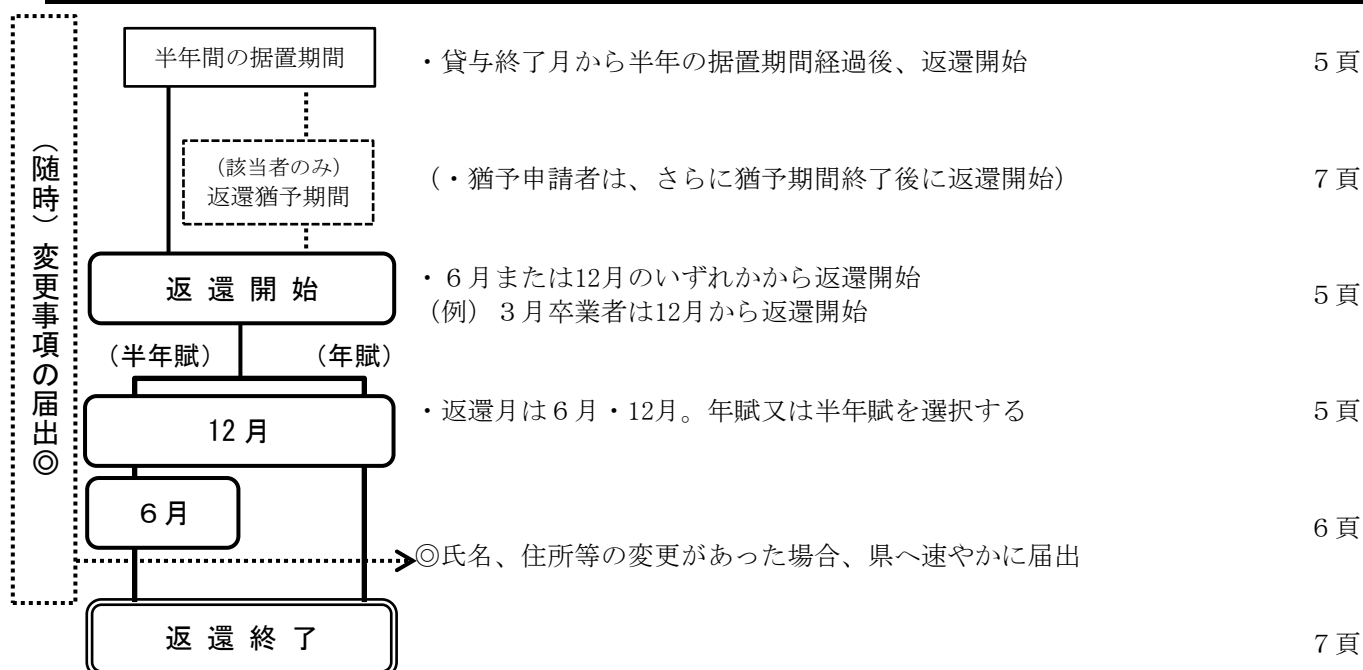
奨学資金の受領から返還までの手続

◎スケジュール図

I 奨学資金の貸与



II 奨学資金の返還



I 奨学資金の貸与

1 奨学資金の交付スケジュールと貸与月額

奨学資金は、新規採用時や年度初め・年度末などの特別な場合を除いて、毎月15日頃に交付されます。

◆年度初め・年度末の交付時期

4・5月分は進級確認に時間を要するため、5月中旬に交付します。
また、2・3月分は、2月に一括して交付します。

◆休学や留年したときは…

休学・停学期間及び同一学年を再履修（留年）する年度は貸与が停止されます。
復学あるいは進級の確認後に貸与は復活されます。



30頁「奨学資金受領の記録」に毎月の貸与額を記録し、現在の貸与総額を把握するようにしてください。

■奨学金の交付時期（貸与開始の次年度以降）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
貸与開始の次年度以降	/	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	/

○…1ヶ月分交付、◎…2か月分交付

■貸与月額一覧（平成30年度採用者）

学校種別	国公立・私立区分	通学区分	貸与月額(円)						
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
高等学校 特別支援学校高等部 中等教育学校後期課程 専修学校高等課程 高等学校専攻科	国公立	自宅	18,000			/			
		自宅外	23,000						
	私立	自宅	30,000						
		自宅外	35,000						
高等専門学校	なし	なし	18,000		44,000		/		
大学・短期大学	なし	自宅	45,000						
		自宅外	51,000						
専修学校専門課程	なし	なし	44,000						/

2 在学中の異動に伴う届出等

在学中に、奨学生または保護者の状況が変わったときは、ただちに在学を
通じて、所定の様式を県立学校課に提出しなければなりません。

以下の事項に当てはまるときは、在学学校の奨学金担当者または県立学校課ま
で事前にご相談ください。



提出が遅れると、奨学金の即時返納が必要になることがあります。

異動内容	提出する様式	備考
①転学	転学届（様式1）	転学先の学校を通して提出ください。 なお、学校種別や通学方法の変更により 貸与月額が変更となる場合は、⑤の 手続も必要となります。
②退学	退学届（様式2）	返還猶予となる場合を除き、半年の据置 期間経過後から返還が開始となります。
③休学	休学届（様式3）	休学月の翌月から貸与を停止します。
④復学	復学届並びに奨学資金貸与 復活願（様式4）	復学月の翌月から貸与を復活します。
⑤貸与月額が変更となる時 〔・転学による学校区分の変更〕 〔・自宅⇄自宅外の変更〕	奨学資金貸与区分変更願 （様式4の2）	変更のあった月の翌月から貸与月額を 変更します。
⑥奨学生本人の死亡	奨学生死亡届（様式5）	
⑦住所又は氏名に変更があつ たとき	住所（氏名）変更届 （様式6）	
⑧奨学金振込口座を変更する とき	振込口座変更届出 （様式6の2）	元の口座はしばらく解約しないでくだ さい（すぐに変更が反映されない場合が あります）。
⑨奨学金を辞退するとき	奨学資金貸与辞退届 （様式7）	返還猶予となる場合を除き、半年の据置 期間経過後から返還が開始となります。
⑩保証人を変更するとき	保証人変更届 （様式11）	新しい保証人の印鑑登録証明を添えて 提出してください。

3 貸与終了（卒業または貸与取消）時の手続

卒業したとき、または退学・辞退等により貸与を取り消されたときには、所定の様式による「奨学資金借用証書」等を提出し、返還の手続を行わなければなりません。

◆返還の手続

奨学資金借用証書を作成し、返還期間や回数、1回当たりの返還額を定めます。

（保証人2名の連署と印鑑登録証明の添付が必要です。）

また、返還金の振替口座もこの時に登録します。



重要な書類ですので、提出前にコピーを取るとともに、31頁の「奨学資金返還方法の記録・返還口座の記録」に必ず転記してください。

原則として、貸与終了後6ヶ月の据置期間を経て返還が始まりますが、進学・在学中などの理由で返還猶予を申請できる場合がありますので、希望する場合は必ず手続を行ってください。

⇒7頁「5 返還の猶予」参照

Ⅱ 奨学資金の返還

1 奨学資金の返還方法

(1) 返還期間

返還事由（卒業または貸与取消）が生じた日の属する月の翌月から、6ヶ月の据置期間を含め、10年6ヶ月以内に全額返還の必要があります。
(例:平成31年3月に卒業となった場合、31年12月から返還開始となります。)

(2) 返還回数

年賦または半年賦のどちらかで返還いただきます。(月賦はありません。)

返還区分	返還月・返還回数
年 賦	毎年12月中旬 (年1回) 最大10回払
半年賦	毎年6月中旬と12月中旬 (年2回) 最大20回払

(3) 口座振替とその案内について

奨学金は、本人名義の口座から口座振替で返還していただきます。

◆返還の案内

- ・返還月の上旬には、振替日・振替額・金融機関名を記載した案内を送付しますので残高等にご留意ください。
- ・住所・氏名が変更となった場合、この案内が届かないため、すみやかに届け出てください。郵便物が届かない場合、保証人に連絡します。

⇒6頁「3 返還中の異動に伴う届出等」参照



奨学資金は、貸与終了後、必ず返還しなければなりません。

返還金は新たな奨学資金の財源となります。返還が滞ると、他の学生への貸与ができなくなる恐れがあります。

病気その他の理由で返還が一時的に困難となった場合は、県立学校課までご相談ください。

2 返還金の督促及び延滞利息

返還日に口座振替できなかった場合は、「納入通知書」を送付しますので、早急に金融機関窓口で払い込んでください。

◆滞納となった場合

- ・期日を過ぎても納入されない場合、督促状の送付や保証人への請求を行うこととなります。また、滞納金には、年7.3%の延滞利息が加算されます。
- ・滞納者には、本県職員または回収業務委託を受けた者が自宅や勤務先へ訪問し、今後の返還方法について相談することがあります。

3 返還中の異動に伴う届出等

返還が終了するまでの間に、本人の氏名・住所・職業等や保証人に変更があったときは、以下の様式により、県立学校課へ届け出てください。

(電話での変更は受け付けていません。必ず書面で提出してください。)

異動内容	様式	備考
①住所・氏名の変更	住所(氏名)変更届(様式6)	
②勤務先の変更	勤務先変更(転職)届(様式9)	
③住所及び職業の変更	住所及び職業届(様式8)	
④保証人の変更	保証人変更届(様式11)	新しい保証人の印鑑登録証明書を添えて提出してください。
⑤引落口座の変更	—	返信用封筒(返信先記入・82円切手貼付)を県立学校課まで送付ください。折り返し必要な様式を送付します。

4 繰上返還について

申出により、残額を一括して繰上返還することができます。

なお、口座振替には対応していません。県から送付する「納入通知書」により、金融機関窓口で払込することとなります。

◆繰上返還のスケジュール

- ①残額等の確認(残額や返還時期確認のため、県立学校課まで必ずお問合せください。)
- ②「富山県奨学資金繰上返還申出書」を記入し提出(この手引き又はホームページに掲載されている様式を使用してください。)
- ③県から「納入通知書」が送付されるので、金融機関窓口にて払込

5 返還の猶予

以下の事由に該当する場合、返還の猶予を受けることができます。（免除ではなく、あくまで猶予であることにご留意ください。）

なお、書類は返還月の2ヶ月前までに提出願います。

事由	提出書類	猶予される期間
貸与終了後、進学又は引き続き在学中の場合	奨学資金返還猶予申請書（様式12） 奨学資金返還方法変更願（様式10） 在学証明書（学生証のコピーは不可）	学校に在籍している間
災害、病気、負傷等その他やむを得ない事由により返還が困難な場合	事由によって提出書類が異なるため、事前にご相談ください。 （例：医師の診断書等）	返還が困難であると認められる期間

6 返還の終了

貸与を受けた奨学資金が全額返還されたことを確認後、貸与終了時に提出いただいた奨学資金借用証書を返却します。

これをもって、返還にかかる手続はすべて終了となります

7 お問合せ先及び各種書類の提出先について

各種お問合せや書類の提出は、下記までお願いします。

なお、お問合せの際は、決定番号・氏名・貸与校・生年月日等をお尋ねしますので、あらかじめお手元にご用意ください。

富山県教育委員会県立学校課学事係
〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7
TEL 076-444-3448 FAX 076-444-4437
(URL) http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/3003/
(「富山県 奨学金」で検索しても表示されます。)

上記URLでも各種様式や記入例を掲載していますので、ご利用ください。

様式集

必要な様式をコピーしてお使いください。

なお、県立学校課のホームページでも様式を公開しているほか、記入例も掲載していますので、あわせてご確認ください。

様式番号	様式名	掲載頁	提出時期	
			貸与中	返還中
様式1	転学届	9	○	
様式2	退学届	10	○	
様式3	休学届	11	○	
様式4	復学届並びに奨学資金貸与復活願	12	○	
様式4の2	奨学資金貸与区分変更願	13	○	
様式5	奨学生死亡届	14	○	
様式6	住所（氏名）変更届	15	○	○
様式6の2	振込口座変更届出	16	○	
様式7	奨学資金貸与辞退届	17	○	
様式8	住所及び職業届	18	○	○
様式9	勤務先変更（転職）届	19		○
様式10	奨学資金返還方法変更願	20		○
様式11	保証人変更届	21	○	○
様式12	奨学資金返還猶予申請書	22		○
—	富山県奨学資金繰上返還申出書	23		○

様式1

転学届

学校名

学 年

氏 名

決定番号

下記のとおり転学しましたからお届けします。

記

1 転学期日 平成 年 月 日

2 転出先学校 学校 学科

3 最終奨学資金受領月 平成 年 月

平成 年 月 日

本人 氏名
住所

保護者 氏名
住所

富山県知事 殿
富山県教育委員会

上記のとおり転学を許可したから副申します。

平成 年 月 日

学校名

学校長



退 学 届

学校名

学 年

氏 名

決定番号

下記のとおり退学しましたからお届けします。

記

1 退 学 期 日 平成 年 月 日

2 事 由

3 最終奨学資金受領月 平成 年 月

平成 年 月 日

本 人 千
住 所
氏 名

保護者 千
住 所
氏 名

富山県知事
富山県教育委員会 殿

上記のとおり退学を許可したから副申します。

平成 年 月 日

学校名

学校長



復学届並びに奨学資金貸与復活願

学校名
学 年
氏 名
決定番号

下記のとおり復学しましたから、奨学資金の復活をお願いします。

記

- 1 復活期日 平成 年 月 日
- 2 事 由
- 3 休学期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

平成 年 月 日

本 人 千
住 所
氏 名 印

保護者 千
住 所
氏 名 印

富山県知事
富山県教育委員会 殿

上記のとおり復学を許可したから平成 年 月分から奨学資金貸与復活をお取り計らい願います。

平成 年 月 日

学校名

学校長 印

備考 本人及び保護者が自署（コピー不可）する場合は、押印を省略することができる

奨学資金貸与区分変更願

学校名

学 年

氏 名

決定番号

次のとおり奨学資金貸与区分の変更をお願いします。

1 従前の貸与区分 _____ 月額 円

(学校種、国公立、通学の区分を記入)

2 変更後の貸与区分 _____ 月額 円

(学校種、国公立、通学の区分を記入)

3 希望する始期 平成 年 月から

4 変更事由及び
事由発生の日

平成 年 月 日

本 人 印

住 所
氏 名

印

保証人 印
(保護者) 住 所
氏 名

印

保証人 印
住 所
氏 名

印

富山県知事
富山県教育委員会 殿

備考 本人及び保証人が自署（コピー不可）する場合は、押印を省略することができる

奨学生死亡届

学校名
学年
氏名
決定番号

下記のとおり奨学生が死亡しましたから戸籍抄本添付の上お届けします。

記

1 死亡年月日 平成 年 月 日

2 死 因

平成 年 月 日

保護者 氏名
住所
氏名

富山県知事
富山県教育委員会 殿

住所（氏名）変更届

学校名 学 年
氏 名
決定番号

下記のとおり住所(氏名)の変更をしましたからお届けします。
 ※変更のあった項目のみ記入すること。

記

1 変更年月日 平成 年 月 日

2 住所・電話番号

旧住所	新住所
〒 ー 住所	〒 ー 住所
電話番号 () ー	電話番号 () ー

3 氏 名

旧氏名（フリガナ）	新氏名（フリガナ）
口座名義の変更有無（有・無） ※有の場合、変更用の書類を送付します。	

平成 年 月 日

本 人 〒
 住 所
 氏 名

富山県知事
 富山県教育委員会 殿

卒業後の届出の場合は、学校名欄には奨学金を受けていた学校名を記載することとし、学年欄及び学校長副申欄への記載は要しない。

振込口座変更届出

ふりがな					
氏名(※1)					
自宅 (※2)	郵便番号				
	住所				
	電話番号				
振込先	銀行名				
	支店名(※3)				
	預金種別(※4)	1 普通預金(総合口座含む)	口座番号 (右詰めで記入)		
		2 その他()			
口座名義					

(注意)

本書は奨学金の貸与を受けている者が振込口座を変更する場合に提出する。

返還の際に使用する引落口座を変更する場合はこの届出では変更できないので、県立学校課まで間合せること。

※1 必ず生徒名義の口座で届け出ること。(保護者等の口座は不可)

※2 自宅の郵便番号、住所、電話番号は誓約書(誓約書提出後に住所を変更した者は住所変更届)に記入したものと同様のものを記入すること。

※3 ゆうちょ銀行を利用する場合は、振込用の店名、口座番号を記入すること。

※4 貯蓄口座は設定不可。

※5 通帳のコピーを添付してください。

(金融機関及び支店名・口座名義・口座番号がわかるようにコピーをお願いします。)

個人情報については、奨学金貸与事務以外の目的で使用することはありません。

奨学資金貸与辞退届

学校名
学年
氏名
決定番号

下記のとおり奨学資金貸与を辞退したいのでお届けします。

記

1 辞 退 期 日 平成 年 月 日

2 事 由

3 最終奨学資金受領月 平成 年 月

平成 年 月 日

本人 干
住 所
氏 名 印

保護者 干
住 所
氏 名 印

富山県知事
富山県教育委員会 殿

上記のとおり辞退の申出があったから副申します。

平成 年 月 日

学校名

学校長



備考 本人及び保護者が自署（コピー不可）する場合は、押印を省略することができる。

住所及び職業届

出身学校名

氏 名

決 定 番 号

住所及び職業が決定しましたので、下記のとおりお届けします。

記

1 現住所 〒

電話番号 () ー

2 職 業
勤務先

所在地 〒

平成 年 月 日

本 人 〒
住 所
氏 名

富山県知事
富山県教育委員会 殿

備考 学校等を卒業後、住所や職業決定の都度速やかに提出すること。

勤務先変更（転職）届

出身学校名

氏 名

決定番号

下記のとおり勤務先変更（転職）しましたからお届けします。

記

- 1 勤務先名又は職業
- 2 勤務先所在地 〒

平成 年 月 日

本人 〒
住 所

氏 名

富山県知事
富山県教育委員会 殿

奨学資金返還方法変更願

出身学校名

氏 名

決定番号

次のとおり奨学資金の返還方法を変更したいので承認くださるようお願い
します。

従前の返還方法

平成 年 月から 半年賦・年賦 円 返還期日 6月・12月
平成 年 月まで

希望の返還方法

平成 年 月から 半年賦・年賦 円 返還期日 6月・12月
平成 年 月まで

変更事由

平成 年 月 日

本人 干
住 所
氏 名 印

保証人 干
(保護者) 住 所
氏 名 印

保証人 干
住 所
氏 名 印

富山県知事
富山県教育委員会 殿

備考 本人及び保証人が自署（コピー不可）する場合は、押印を省略することができる。

保証人変更届

学 校 名

氏 名

決定番号

次のとおり保証人を変更しましたから、新保証人の印鑑登録証明書を添付の上、お届けします。

1 新保証人

(1) 氏 名 印

(2) 生年月日

(3) 続 柄

(4) 現 住 所 〒

(5) 電話番号

(6) 職 業

2 旧保証人氏名

3 事 由

平成 年 月 日

本 人 〒
住 所
氏 名 印

新保証人 〒
住 所
氏 名 印

富山県知事
富山県教育委員会 殿

奨学資金返還猶予申請書

平成 年 月 日

富山県知事 殿

本人 決定番号

住 所

氏 名 印

保証人 住 所

氏 名 印

保証人 住 所

氏 名 印

次のとおり富山県奨学資金の返還の猶予を受けたいので申請します。

返 還 未 済 額	円
猶予を受けようとする期間	平成 年 月 から 平成 年 月 まで
猶予を受けようとする事由	

備考

- 1 猶予を受けようとする事由を証明する書類を添付すること。
- 2 氏名を自署（コピー不可）する場合は、押印を省略することができる。

富山県奨学資金繰上返還申出書

年 月 日

富山県知事 石井 隆一 殿

決定番号

〒

住所

氏名

印

次のとおり奨学資金を繰上返還したいので申し出ます。

貸 与 総 額	円
返 還 済 額	円
返 還 未 済 額 (繰 上 返 還 額)	円
繰 上 返 還 する 年 月	年 月

※申出書を受領後、折り返し繰上返還額の記載された「納入通知書」を送付しますので、指定金融機関の窓口で納入してください。

※「繰上返還する年月」は、提出日から2か月以内としてください。

富山県奨学資金貸与条例

平成 7 年 3 月 17 日

富山県条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、優れた学生及び生徒であって経済的理由により修学に困難があるものに対して、学上必要な資金を貸与することにより、有為な人材の育成を図るとともに、富山県における学術の振興に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「学校等」とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下「高等学校」という。)、大学(大学院を除き、同法に規定する大学以外のもので知事が別に定めるものを含む。次条第 4 項を除き、以下「大学」という。)及び高等専門学校(以下「高等専門学校」という。)並びに同法第 124 条に規定する専修学校(以下「専修学校」という。)に置かれる修業年限 2 年以上の高等課程及び専門課程をいう。

2 この条例において「大学院」とは、学校教育法第 97 条又は第 103 条の規定により設置される大学院に置かれる修士課程、前期 2 年の博士課程、後期 3 年の博士課程及び区分を設けない博士課程をいう。

(奨学資金の貸与)

第 3 条 知事は、優れた学生及び生徒であって経済的理由により修学に困難があるものに対し、富山県奨学資金(以下「奨学資金」という。)を貸与することができる。

2 奨学資金は、一般奨学資金及び大学院奨学資金とする。

3 一般奨学資金は、学校等に在学する者のうち次の要件を満たす者に対し貸与する奨学資金とする。

(1) 保護者等(親権を行う者、未成年後見人その他これらに準ずる者と知事が認める者をいう。以下同じ。)が県内に住所を有すること。

(2) 独立行政法人日本学生支援機構の学資貸与金(独立行政法人日本学生支援機構法(平成 15 年法律第 94 号)第 14 条第 1 項に規定する学資貸与金又は同法附則第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第 15 条の規定による廃止前の日本育英会法(昭和 59 年法律第 64 号)第 22 条第 1 項に規定する学資金をいう。以下同じ。)の貸与を受ける者でないこと。ただし、経済的理由により著しく修学に困難があると知事が認める者にあつては、この限りでない。

4 大学院奨学資金は、県内の大学院に在学する者のうち次の要件を満たす者に対し貸与する奨学資金とする。

(1) 県内に住所を有すること。

(2) 当該大学院を設置する大学の学長による独立行政法人日本学生支援機構の学資貸与金の貸与を受けるための推薦を受けた者で、貸与を受けることとならなかったものであること。

(貸与額等)

第 4 条 奨学資金の貸与の額は、別表のとおりとし、貸与の開始の月から当該学校等を卒業する日又は当該大学院を修了する日の属する月までの間、貸与するものとする。ただし、奨学資金の貸与の期間は、貸与を受けた月数を通算して、一般奨学資金にあつては当該学校等の修業年限に、大学院奨学資金にあつては当該大学院の標準修業年限に相当する期間を 超えることができない。

2 貸与する奨学資金には、利息を付さない。

(保証人)

第 5 条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、奨学資金の貸与を受けた者と連帯して奨学資金の返還の債務を負担するものとする。

(貸与の取消し)

第6条 知事は、一般奨学資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該一般奨学資金の貸与を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 学業成績が著しく不良となり、卒業の見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 保護者等が県内に住所を有しなくなったとき。
- (4) 第3条第3項第2号ただし書の場合を除くほか、独立行政法人日本学生支援機構の学資貸与金の貸与を受けることとなったとき。
- (5) 心身の故障により修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (6) 奨学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (7) 死亡したとき。
- (8) その他奨学資金の貸与が適当でないと認められるとき。

2 知事は、大学院奨学資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該大学院奨学資金の貸与を取り消すものとする。

- (1) 県内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 経済的理由により修学に困難がある者とは認められなくなったとき。
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構の学資貸与金の貸与を受けることとなったとき。
- (4) 前項各号(第2号から第4号までを除く。)のいずれかに該当するとき。

(貸与の停止等)

第7条 知事は、一般奨学資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、奨学資金の貸与を行わないものとする。

- (1) 休学し、又は停学の処分を受けたとき 休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの期間
- (2) 同一の学年の課程を再履修するとき、その他奨学資金の貸与を継続することが適当でないと認められる事由が発生したとき その事由が発生した日の属する月の翌月からその事由がやんだ日の属する月までの期間

2 知事は、大学院奨学資金の貸与を受けている者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの期間、奨学資金の貸与を行わないものとする。

3 知事は、奨学資金の貸与を受けている者が正当な理由がなく第12条に規定する書類を提出しない場合には、奨学資金の貸与を一時保留することができる。

(理由の提示)

第7条の2 知事は、第6条又は前条第1項若しくは第2項の規定により奨学資金の貸与を取り消し、又は停止するときは、当該奨学資金の貸与を受けている者に対してその理由を示さなければならない。

(返還)

第8条 奨学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、貸与を受けた奨学資金を返還しなければならない。

- (1) 第6条の規定により奨学資金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 当該学校等を卒業し、又は当該大学院を修了したとき。

(返還の猶予)

第9条 知事は、奨学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、奨学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 第6条の規定により奨学資金の貸与を取り消された後、引き続き当該学校等又は当該大学院に在学しているとき。
- (2) 当該学校等を卒業し、又は当該大学院を修了した後、更に他の学校等、大学院その他規則で定めるものに在学しているとき。
- (3) 災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があると認められるとき。

(返還の免除)

第10条 知事は、奨学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 心身の故障により奨学資金を返還することが困難になったと認められるとき。

(延滞利息)

第11条 奨学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく奨学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年7.3パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(書類の提出)

第12条 奨学資金の貸与を受けている者は、規則で定める書類を知事に提出しなければならない。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(貸与額等の特例)

2 平成21年4月1日から平成27年3月31日までの間において保護者等の失業その他の経済的理由により著しく修学に困難がある者(高等学校又は専修学校に置かれる修業年限2年以上の高等課程に在学する者に限る。)であって知事が別に定めるものに該当する者に対する一般奨学資金の貸与の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、次の表のとおりとし、貸与の開始の月からその月の属する年度(当該経済的理由が当該年度の翌年度においても継続していると認められるときは、当該年度の翌年度)の末日の属する月(貸与の開始の月が平成26年度に属する月であるときは、平成27年3月)までの間、貸与するものとする。

区 分			貸与の額
高等学校	地方公共団体及び国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。)が設置する高等学校	自宅通学のとき	月額 23,000 円
		自宅外通学のとき	月額 28,000 円
	私立の高等学校	自宅通学のとき	月額 35,000 円
		自宅外通学のとき	月額 40,000 円
専修学校	国、地方公共団体及び国立大学法人が設置する専修学校(高等課程に限る。)	自宅通学のとき	月額 23,000 円
		自宅外通学のとき	月額 28,000 円
	私立の専修学校(高等課程に限る。)	自宅通学のとき	月額 35,000 円
		自宅外通学のとき	月額 40,000 円

備考

- 1 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を維持する者と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいう。
- 2 「自宅外通学のとき」とは、自宅通学のとき以外のときをいう。
- 3 前項の規定により貸与を受ける者であって、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令(平成23年政令第127号)第2条第1項及び第2項に規定する市町村の区域において、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災による被害を受けたものに対する当該一般奨学資金の貸与の期間は、前項の規定にかかわらず、貸与の開始の月から高等学校若しくは専修学校を卒業する日の属する月又は平成27年3月のいずれか早い月までの間とする。

別表(第4条関係)

区 分				貸与の額	
一般奨学資金	高等学校	地方公共団体及び国立大学法人が設置する高等学校		自宅通学のとき	月額 18,000 円
				自宅外通学のとき	月額 23,000 円
		私立の高等学校		自宅通学のとき	月額 30,000 円
				自宅外通学のとき	月額 35,000 円
	大学		自宅通学のとき	月額 45,000 円	
			自宅外通学のとき	月額 51,000 円	
	高等専門学校	第1学年から第3学年まで			月額 18,000 円
		第4学年及び第5学年(専攻科含む。)			月額 44,000 円
	専修学校	国、地方公共団体及び国立大学法人が設置する専修学校	高等課程	自宅通学のとき	月額 18,000 円
				自宅外通学のとき	月額 23,000 円
			専門課程		月額 44,000 円
		私立の専修学校	高等課程	自宅通学のとき	月額 30,000 円
				自宅外通学のとき	月額 35,000 円
専門課程			月額 44,000 円		
大学院奨学資金	大学院	修士課程及び前期2年の博士課程		月額 88,000 円	
		後期3年の博士課程及び医学を履修する博士課程		月額 122,000 円	

備考

- 1 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を維持する者と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいう。
- 2 「自宅外通学のとき」とは、自宅通学のとき以外のときをいう。

富山県奨学資金貸与条例施行規則

平成7年3月31日
富山県規則第16号

第1条 この規則は、富山県奨学資金貸与条例(平成7年富山県条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与申請)

第2条 奨学資金の貸与を受けようとする者(次条第3項の貸与予定者を除く。以下「申請者」という。)は、奨学資金貸与申請書(様式第1号)に学校(申請者が在学する学校等又は申請者が在学する大学院を設置する大学をいう。)の長の推薦書(様式第2号)を添えて、当該学校の長を経由して別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 前項の場合において、申請者が大学又は専修学校専門課程に入学した年度に申請しようとする者であるときは、同項中「学校(申請者が在学する学校等又は申請者が在学する大学院を設置する大学をいう。)」とあるのは「大学又は専修学校専門課程に入学する直前に在学した学校等」と、「当該学校」とあるのは「当該学校等」とする。

(貸与の予約等)

第3条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。)の第3学年(義務教育学校にあっては、第9学年)に在学する者で、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)又は専修学校高等課程(以下「高等学校等」という。)に入学した年度に奨学資金の貸与を受けようとするもの(以下「予約申請者」という。)は、奨学資金貸与予約申請書(様式第3号)に当該中学校の長(以下「中学校長」という。)の推薦書(様式第2号)を添えて、当該中学校長を経由して別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 知事は、予約申請者について、奨学資金の貸与を予定する者の選考を行い、その結果を中学校長を経由して予約申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により奨学資金の貸与を予定する旨の通知を受けた予約申請者(以下「貸与予定者」という。)は、高等学校等に入学した後、前条第1項の奨学資金貸与申請書に当該通知を受けた旨を付記し、当該高等学校等の長の推薦書(様式第2号)を添えて、当該高等学校等の長を経由して別に定める日までに知事に提出するものとする。

(貸与決定等)

第4条 奨学資金の貸与を受ける者の選考は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類の審査によって行うものとする。

(1) 申請者 第2条第1項の規定により提出された書類

(2) 貸与予定者 前条第3項の規定により提出された書類

2 知事は、奨学資金の貸与を受ける者の選考を行ったときは、その結果を学校長(申請者が在学する学校等の長若しくは申請者が在学する大学院を設置する大学の長又は貸与予定者が在学する高等学校等の長をいう。以下同じ。)を経由して申請者又は貸与予定者に通知するものとする。

3 申請者又は貸与予定者は、前項の規定による奨学資金の貸与を決定した旨の通知を受けたときは、学校長を経由して通知を受けた日から30日以内に誓約書(様式第4号)を知事に提出するものとする。

(貸与)

第5条 奨学資金は、毎月貸与する。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(保証人)

第6条 条例第5条第1項の規定により申請者又は貸与予定者が立てなければならない保証人は、2人とする。

2 前項の保証人は、奨学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担する能力を有する者であって、そのうち1人は申請者又は貸与予定者と生計を別にする者とする。

(借用証書等)

第7条 奨学資金の貸与を受けている者(以下「奨学生」という。)は、当該学校等を卒業し、又は当該大学院

を修了するときにあつてはその卒業又は修了の日までに、奨学資金の貸与を取り消されたときにあつては直ちに保証人と連署した奨学資金借用証書(様式第5号)を知事に提出するものとする。

2 保証人は、奨学生が死亡したときは、直ちに奨学資金借用証書を知事に提出するものとする。

(返還期間)

第8条 奨学資金の返還は、返還の事由が生じた日の属する月の翌月から6月の据置き期間を含めて、一般奨学資金にあつては10年6月以内に、大学院奨学資金にあつては20年6月の範囲内で知事が定める期間内に、年賦又は半年賦の均等払により行うものとする。

(返還の猶予)

第9条 条例第9条の規定により返還の猶予を受けようとする者は、奨学資金返還猶予申請書(様式第6号)を知事に提出するものとする。

2 条例第9条第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法第125条に規定する専修学校に置かれる一般課程並びに修業年限2年未満の高等課程及び専門課程
- (2) 学校教育法第134条に規定する各種学校で修業年限1年以上のもの
- (3) 大学又は大学院に相当する外国の教育機関
- (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項第2号に規定する職業能力開発短期大学校、同項第3号に規定する職業能力開発大学校及び同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校
- (5) 独立行政法人水産大学校
- (6) 独立行政法人海員学校
- (7) 独立行政法人航空大学校
- (8) その他知事が特に認めるもの

(返還免除の申請)

第10条 条例第10条の規定により返還の免除を受けようとする者は、奨学資金返還免除申請書(様式第7号)を知事に提出するものとする。

(届出)

第11条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、学校長を経由して直ちに知事に届け出るものとする。ただし、当該奨学生が心身の故障その他やむを得ない理由により自ら届出をすることができないときは、その保証人が届け出るものとする。

- (1) 奨学生又は保証人の氏名、住所、職業その他これらに準ずる重要な事項に変更があつたとき。
- (2) 保証人が死亡し、又は破産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でない事由が生じたとき。
- (3) 退学し、又は転学したとき。
- (4) 休学し、又は復学したとき。
- (5) 退学又は停学の処分を受けたとき。
- (6) 独立行政法人日本学生支援機構の学貸貸与金の貸与を受けることとなつたとき。
- (7) 心身の故障により修学を継続することが困難となつたとき。
- (8) 奨学資金の貸与を受けることを辞退するとき。

2 奨学生であつた者で奨学資金の返還を完了していないものは、前項第1号、第2号、第3号又は第5号に該当したときは、直ちに知事に届け出るものとする。

3 保証人は、奨学生が死亡し、又は奨学生であつた者が奨学資金の返還を完了する前に死亡したときは、直ちに知事に届け出るものとする。

(書類の提出)

第12条 条例第12条の規則で定める書類は、学業成績証明書とし、学校長を経由して毎年4月15日までに提出するものとする。

(委任)

第13条 この規則で定めるもののほか、奨学資金の貸与に関し必要な事項は、知事が定める。

(様式省略)

奨学資金受領の記録

奨学生番号 (決定番号)		氏 名	
貸与校			貸与月額

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 貸与年度 受領月 </div>	年度	年度	年度	年度	年度	年度
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
年 額						

※4月・3月は奨学金の支払を行いません。(5月・2月にそれぞれ2か月分を振込します。)

貸与総額		円
------	--	---

※手引きの交付を受けたら、奨学生番号や氏名、貸与校、貸与月額を記入するとともに、毎月の貸与額を記録していきましょう。

奨学資金返還方法の記録

貸与総額		円	
(猶予申請期間)		年 月 ~ 年 月	在学中のため返還猶予を申請した場合などに記入
実際の返還期間		年 月 ~ 年 月	
返還回数		回	1回あたり返還額 円
返還方法		年賦・半年賦	返還月 6月・12月
本人	住所		
第一保証人	氏名		生年月日
	住所		
第二保証人	氏名		生年月日
	住所		

返還口座の記録

金融機関名		支店名	
預金種別 口座番号		口座名義	

返還口座を変更した場合、下記に新しい登録口座を記録しておく。

金融機関名		支店名	
預金種別 口座番号		口座名義	

※ 奨学資金借用証書を提出するときは、この頁に必ず転記しておきましょう。



よくあるご質問



よくいただくご質問をまとめました。お問い合わせの前にご確認ください。

1. 現在、貸与を受けている場合

- Q 1. 奨学金が振り込まれていないのですが、どうしてですか。
- Q 2. 進級時になにか手続は必要なのですか。
- Q 3. 届出が必要なのはどんなときですか。
- Q 4. いつから返還が始まるのですか。
- Q 5. 卒業後は進学予定なので、その間の返還を猶予してほしいです。
- Q 6. 高校卒業後、予備校に通うことになりました。返還の猶予を申請できますか。
- Q 7. 高校で奨学金を借りていました。大学等に進学したら、また借りられますか。
- Q 8. 借りたお金に利息はつきますか。

2. 現在、返還中の場合

- Q 9. 引っ越した場合はどうしたらいいですか。
- Q 10. 苗字が変わりました。何を届出したらいいですか。
- Q 11. 引き落としの口座を変更したいです。
- Q 12. 収入が少ないので、返還を待ってほしいのですが。
- Q 13. 現在、病気で働けないため、返還が困難です。
- Q 14. 残高不足のため、返還金が口座振替されませんでした。どうしたらよいですか。
- Q 15. 「納入通知書」はどこで支払できますか。
- Q 16. 奨学金を返還中ですが、進学することになりました。返還の猶予はできますか。
- Q 17. 残額を一括で返すことはできますか。
- Q 18. 返還の残額や回数を確認したいのですが。

1. 現在、貸与を受けている場合

Q 1. 奨学金が振り込まれていないのですが、どうしてですか。

A 1. 採用年度を除き、基本的に毎月15日(休日の場合は前倒し)に振り込んでいます。
振り込まれていない場合、次の場合が考えられます。

- ・ 4・5月分は5月に、2・3月分は2月に、それぞれまとめて振り込みます。
- したがって、3月と4月は奨学金の振込を行いません。
- ・ 留年や休学の間は、奨学金の貸与を停止します。

※ 上記以外で振込されていない場合は、県立学校課までお問い合わせください。

⇒ 2 頁「1 奨学資金の交付スケジュールと貸与月額」

Q 2. 進級時になにか手続は必要ですか。

A 2. 原則として、卒業まで自動的に継続されます。

(毎年度初め、在学等へ休学等の状況を確認しますが、奨学生本人の手続は不要です。)

※ 原級留置(留年)の場合は、進級するまで貸与を停止します。

⇒ 2 頁「1 奨学資金の交付スケジュールと貸与月額」

Q 3. 届出が必要なのはどんなときですか。

A 3. 退学や休学時のほか、住所氏名や振込先の口座に変更があったときなどは、在学学校を通じて届出してください。

⇒ 3 頁「2 在学中の異動に伴う届出等」

Q 4. いつから返還が始まるのですか。

A 4. 3月に卒業した場合、その年の12月から返還開始となります。

返還猶予を申請する場合は、猶予期間終了後から返還が始まります。

(例: 30年3月に卒業した方は、30年12月から返還開始となります。)

また、2年制の学校へ進学し、在学中の返還猶予を申請した場合、2年後の32年12月から返還開始となります。)

※退学等により3月以外の時期に貸与終了となった場合、返還開始時期も異なります。

⇒ 4 頁「3 貸与終了(卒業または貸与取消)時の手続」

Q 5. 卒業後は進学予定なので、その間の返還を猶予してほしいです。

A 5. 原則、貸与校を卒業後に返還が始まりますが、進学等により在学中の場合は、申請により在学中の返還を延期する「返還猶予制度」を利用できます。

(詳細は、貸与校を卒業するときにご案内します。)

⇒ 7 頁「5 返還の猶予」

Q 6. 高校卒業後、予備校に通うことになりました。返還の猶予を申請できますか。

A 6. 進学する学校の種類によっては、返還猶予の対象とならないことがあります。

ご不明な場合は、県立学校課までお問い合わせください。

⇒ 7 頁「5 返還の猶予」、29 頁「富山県奨学資金貸与条例施行規則」第 9 条

Q 7. 高校で奨学金を借りていました。大学等に進学したら、また借りられますか。

A 7. 高校で奨学金を借りていた方も、大学等に入学後、改めて申請することは可能です。

Q 8. 借りたお金に利子はつきますか。

A 8. 原則として無利子ですが、滞納した場合、延滞金が加算されます。

⇒ 6 頁「2 返還金の督促及び延滞利息」

2. 現在、返還中の場合

Q 9. 引っ越した場合はどうしたらいいですか。

A 9. 「住所（氏名）変更届」を記入の上、提出してください。

なお、郵便物が届かなくなった場合は、保証人に連絡しますのでご注意ください。

⇒ 6 頁「3 返還中の異動に伴う届出等」

Q 10. 苗字が変わりました。何を届出したらいいですか。

A 10. 「住所（氏名）変更届」を提出してください。口座名義に変更があれば、口座変更の手続もあわせて行ってください。

⇒ 6 頁「3 返還中の異動に伴う届出等」

Q 11. 引き落としの口座を変更したいです。

A 11. 専用の様式に記入いただく必要がありますので、82円切手を貼付した返信用封筒を県立学校課まで送付ください。折り返し様式を送付します。

※ 口座の変更には一定の時間を要しますので、変更を希望する場合は、早めにお問合せください。（返還月の2ヶ月前まで）

⇒ 6 頁「3 返還中の異動に伴う届出等」

Q 12. 収入が少ないので、返還を待ってほしいのですが。

A 12. 返還が一時的に困難となった場合は、ご相談ください。

Q13. 現在、病気で働けないため、返還が困難です。

A13. 病気やけがの場合、返還猶予を利用できる場合がありますので、ご相談ください。
(必要に応じて、医師の診断書等を提出いただく場合があります。)

⇒7頁「5 返還の猶予」

Q14. 残高不足のため、返還金が口座振替されませんでした。どうしたらよいですか。

A14. 何らかの理由で口座振替できなかった場合、「納入通知書」を送付しますので、
金融機関の窓口にて早急に納入ください。

※ 特定の口座へ入金を依頼したり、再振替を行うことはありません。必ず県から
送付する「納入通知書」で払い込みください。

⇒6頁「2 返還金の督促及び延滞利息」

Q15. 「納入通知書」はどこで支払できますか。

A15. 「納入通知書」表面に記載の金融機関窓口でお支払ください。

※ コンビニエンスストアやゆうちょ銀行での払込には対応していません。

Q16. 奨学金を返還中ですが、進学することになりました。返還の猶予はできますか。

A16. 猶予対象となる学校であれば、返還途中でも返還の猶予が可能です。

⇒Q5、Q6を参照ください

Q17. 残額を一括で返すことはできますか。

A17. 繰上返還が利用できます。

⇒6頁「4 繰上返還について」

Q18. 返還の残額や回数を確認したいのですが。

A18. 県立学校課までお問い合わせください。

⇒7頁「7 お問い合わせ先及び各種書類の提出先について」

Memo

奨学資金についてのお問い合わせ先

〒930-8501

富山市新総曲輪1番7号

富山県教育委員会県立学校課 学事係

電 話 076-444-3448

F A X 076-444-4437